

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課(産業廃棄物規制グループ)(06-6630-3284)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定
概要	親子会社が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の大阪市長の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7
審査基準	<p>1. 一体的な経営を行う事業者の基準  二以上の事業者のいずれか一の事業者が、他の事業者について、次のいずれかに該当する。  当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。  次のいずれにも該当する。  ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。  ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を派出させていること。  ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。</p> <p>2. 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準  ・認定グループ内の産業廃棄物処理について計画を有し、その中で処理を行う事業者として位置付けられているとともに、統括的管理体制の下で処理を行う事業者であること。  ・認定グループ外の産業廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。  ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。  ・知識及び技能を有すること。・経理的基礎を有すること。  ・欠格要件等に該当しないこと。・基準に適合する施設を有すること。等</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	環境局環境管理部環境管理課(産業廃棄物規制グループ)
提出時期	随時
提出方法	申請の種類に応じた特例認定に係る申請書及び添付書類を産業廃棄物規制グループへ提出してください。
手数料	新規 147,000円 変更 134,000円
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課(産業廃棄物規制グループ)
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000116427.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000116427.html</a>
備考	